

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和6年3月1日

ウルトラふくしま実行委員会委員長

1 事業概要

(1) 業 務 名

ウルトラマンARスタンプラリー in ふくしま 2024に関する業務

(2) 発 注 者

ウルトラふくしま実行委員会

(3) 事業開催場所

福島県全域

(4) 業 務 概 要

本業務の概要は次のとおりです。

ア ウルトラマンARスタンプラリー in ふくしま 2024（以下「本ラリー」という。）を実施するためのスマートフォン用アプリケーションやWEBシステム（以下「アプリ等」という。）の開発

イ アプリ等維持管理

ウ スタンプラリー運営

エ スタンプラリー運営事務局設置・運営

オ ポイント達成プレゼントの制作、調達、当選者への発送等

カ 広報に関すること

キ 本ラリーを通じた地域の魅力発信

(5) 履行期限

令和6年4月上旬（予定）から令和7年1月31日まで。

2 公募型プロポーザル方式の内容

審査基準など公募型プロポーザル方式の詳細は、「ウルトラマンARスタンプラリー

i nふくしま2024に関する業務委託」公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

(1) 参加者の構成等

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）は、評価基準日（令和6年3月14日（参加意思表明書の提出期限の日））において、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に扱う。

(2) 参加要件

提出者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とします。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア） 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（イ） 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

（ウ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

（エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し

ている者。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 手続等

(1) 事務局

ウルトラふくしま実行委員会事務局（福島県企画調整部地域振興課内）

所 在：〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電 話：024-521-7102 FAX：024-521-7912

E-mail：tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

H P：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/

(2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、ウルトラふくしま実行委員会ホームページ（福島県地域振興課ホームページ内）からダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

- ・ホームページアドレス：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/

(3) 参加表明書、企画提案書等の提出期限並びに提出場所及び方法

募集要領による。

5 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は募集要領による。

(ウルトラふくしま実行委員会)